

第10条 景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、主として都市計画区域内の次の各号のいずれかに該当する土地の区域（農用地等又は森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項の規定による保安林（以下「保安林」という。）である土地の区域を除く。）について、当該区域における緑地の保全を図る必要があるときは、緑の基本計画に法第4条第2項第6号に規定する地区（以下「緑地保全配慮地区」という。）を定めるものとする。

(1) 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

(2) 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

ア 風致又は景観が優れていること。

イ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

ウ 市民の健康の増進に資するものであること。

2 緑地保全配慮地区に関する緑の基本計画には、規則で定める事項を定めるものとする。

（緑地保全配慮地区における届出を要しない行為）

第11条 飯田市景観条例第9条第5項第8号の届出を要しない行為として定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 公共性が特に高い事業の実施に係る行為のうち、規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる行為

(3) 緑の基本計画に定められた緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(4) 法第24条第1項の管理協定に定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(5) 法第55条第1項又は第2項の市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に

（緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区）

第9条 条例第10条第2項及び第12条第2項の規則で定める事項は、位置及び区域とする。

（緑地保全配慮地区における届出を要しない行為）

第10条 条例第11条第1号の規則で定めるもの（条例第13条において準用する場合を含む。）は、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げるもの（飯田市景観規則（平成19年飯田市規則第58号）第13条第1項第2号ケに掲げるものを除く。）とする。

<p>従う行為</p> <p>(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの</p> <p>(準緑地保全配慮地区)</p> <p>第12条 景観計画区域のうち、都市計画区域外の第10条第1項各号のいずれかに該当する土地の区域（農用地等若しくは保安林である土地の区域又は緑地保全配慮地区を除く。）について、当該区域における緑地の保全を図る必要があるときは、緑の基本計画に緑地保全配慮地区に準じる地区（以下「準緑地保全配慮地区」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 準緑地保全配慮地区に関する緑の基本計画には、規則で定める事項を定めるものとする。</p> <p>(準緑地保全配慮地区における届出を要しない行為)</p> <p>第13条 第11条の規定は、準緑地保全配慮地区について準用する。この場合において、第11条第4号中「法第24条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、同条第5号中「法第55条第1項又は第2項」とあるのは「第25条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第14条 市は、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区を定めるときは、その区域内に、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区であることを表示した標識を、当該標識を設置する土地の所有者又は占有者の同意を得て設置するものとする。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p> <p>(緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区における届出行為)</p> <p>第15条 緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区ごとに定める樹木又は草等（以下「指定植物」という。）の保全に関する協定が第17条第1項第6号の規定により締結された緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区においては、当該指定植物を採取し、伐採し、伐根し、損傷し、その他指定植物の生育に支障を及ぼす行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、市長の同意を得なければ当該行為をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出て、市長の同意を得なければ当該行為をしてはならない。</p>	<p>2 条例第11条第6号（条例第13条において準用する場合を含む。）の規則で定めるものは、政令第4条各号に定めるもの（飯田市景観規則第13条第1項第2号ケに掲げるものを除く。）とする。</p> <p>(第9条参照)</p> <p>(第10条第1項及び第2項参照)</p> <p>(標識)</p> <p>第11条 条例第14条第1項に規定する標識は、別図第1号によるものとする。</p> <p>(指定植物に係る行為の届出)</p> <p>第12条 条例第15条第1項又は第2項の規定による届出は、届出書（様式第3号）の正本及び副本並びに行為概要書（様式第4号）2部に、当該行為の概要を示す図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、その変更により同条第1項の届出に係る行為が指定植物の生育に支障を及ぼさない行為に該当することとなるもの以外のものとする。</p>
--	--